

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会
「写りに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」
に関する意見募集の実施について（意見募集要領）

令和元年10月31日
文化庁著作権課

この度、令和元年10月30日の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、「写りに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」が取りまとめられました。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

1. 意見募集の対象

「写りに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」（令和元年10月30日 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会）

2. 資料の入手方法

[電子政府の総合窓口（e-Gov）](#)における掲載

3. 意見募集期間

令和元年10月31日（木）～令和元年11月30日（土） 必着

4. 意見送付要領

(1) 記載事項

以下の事項を記載の上、(2)に基づいて御提出ください。

- ・氏名／団体名
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・意見

(2) 意見提出の方法

以下の方法により御提出ください。なお、電話・FAXによる御意見の受け付けはいたしかねますので、御了承ください。

ア. 電子政府の総合窓口（e-Gov）のWebサイト上の「意見提出フォーム」による提出

- ・「意見提出フォーム」に記載事項を記入の上、御提出ください。

イ. 電子メールによる提出

- ・記載事項を任意の様式に記入又はメール本文中に直接記載の上、以下のメールアドレスに御送付ください。

chosaku@mext. go. jp

- ・件名は【「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」への意見】として下さい。

ウ. 郵送による提出

- ・記載事項を任意の様式に記入の上、以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁著作権課企画審議係 宛

5. 備考

- ・本意見募集はいただいた御意見の数を計るものではございませんので、御了承ください。
- ・同一人物又は同一団体による同一意見が複数あった場合等は、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見の内容や団体名を除き、氏名、電話番号、メールアドレスについては公表いたしません。

以上